

# 通所介護 利用契約書

\_\_\_\_\_様(以下、「利用者」という)と株式会社ACOR MEDIC デイサービス春彩(以下「事業者」という)は、事業者が利用者に対して提供する通所介護サービス等を利用することについて、次のとおり通所介護利用契約(以下「契約」という)を締結します。

## 第1条 (契約の目的)

事業者は利用者に対し、介護保険法令の趣旨にしたがって、利用者が可能な限り自身の居宅において、自身のもつ能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるよう通所介護サービスを提供します。利用者は、事業者に対し、通所サービスに対する利用料金を支払います。

## 第2条 (契約期間)

1. この契約の契約期間は、令和 年 月 日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までとします。
2. 契約満了の2週間前までに、利用者から事業者に対して、文章により契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

## 第3条 (通所介護計画)

事業者は、利用者の日常生活希望を踏まえて「居宅サービス計画」に沿った、「通所介護計画」を作成します。事業者はこの「通所介護計画」の内容を利用者及びその家族に説明します。

## 第4条 (通所介護の提供場所・内容)

1. 通所介護の提供場所はディサービス春彩です。所在地および施設の概要は重要事項説明書の通りです。
2. 事業者は第3条に定められた通所介護計画に沿って通所介護を提供します。事業者は通所介護の提供にあたり、その内容について説明します。
3. 利用者は、サービスの内容の変更を希望する場合に、事業者に申し入れることができます。その場合、事業者は可能な限り利用者の希望に添うようにします。

## 第5条 (サービス提供の記録)

1. 事業者は通所介護の実施ごとに、利用中の様子などをこの契約書と同時に交付する連絡帳等に記入してお知らせします。
2. 事業者は、サービス提供記録を作成することとし、この契約の終了後2年間保管します。
3. 利用者は、事業所の営業時間内、その事業所にて、利用者自身に関する第2項のサービス提供記録を閲覧できます。

## 第6条 (料金)

1. 利用者は、サービスの対価として重要事項説明書に定める利用単位ごとの単価をもとに、計算された月ごとの合計金額を通所介護サービスの利用ごとに支払います。
2. 事業者は、1ヶ月ごとに利用料金を計算し、請求書に合計額と明細を付して、利用月の翌月15日前後までに利用者宛に郵送します。
3. 利用者は、1ヶ月の料金合計額の請求を受けた日から20日以内に事業者に支払います。
4. 事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収書を発行します。

## 第7条 (サービスの中止)

1. 利用者は、事業者に対して、サービス提供日の当日午前8時までにサービス中止を申し出た場合、料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。
2. 利用者がサービス提供日の午前8時以降にサービス利用を中止を申し出た場合、料金の全部または一部を請求することができます。この場合の料金は第6条他の料金の支払いと合わせて請求します。
3. 事業者は、利用者の体調不良、その他の理由により、通所介護の実施が困難と判断した場合、サービスを中止することができます。この場合の取り扱いについては重要事項説明書に記載したとおりです。

## 第8条 (料金の変更)

- 事業者は、利用者に対して、1ヶ月前までに文章で通知することにより利用料及び食費等の単価の変更(増額又は減額)を申し入れることができます。
- 利用者が料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく重要事項説明書を作成し、お互いに取り交わします。
- 利用者は、料金の変更を承諾しない場合、事業者に対し文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

## 第9条 (契約の終了)

- 利用者は、事業者に対して2週間の予告期間をおいて通知することにより、いつでもこの契約を解約することができます。
- 事業者はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して、30日間の予告期間を置いて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解除することができます。
- 次の事由に該当した場合は、利用者は、事業者に対して文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
  - 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合。
  - 事業者が極秘厳守に反した場合。
  - 事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合。
  - 事業者が破産した場合。
- 次の事由に該当した場合、事業者は通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
  - 利用者のサービス利用料金が1ヶ月以上遅滞し、料金を支払うように催告したにもかかわらず15日以内に支払われない場合。
  - 利用者が正当な理由なくサービス中止をしばしば繰り返した場合、または利用者の入院もしくは病気などにより、1ヶ月以上にわたってサービス利用ができない状態であることが明らかになった場合。
  - 利用者またはその家族が、事業者やサービス従業者または他の利用者に対し、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合。
- 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
  - 利用者が他の介護保険施設に入所した場合……入所した翌日から
  - 利用者の要介護度認定区分が自立と認定された場合……非該当となった日
  - 利用者が死亡した場合………死亡した日の翌日

## 第10条 (秘密保持)

- 事業者及び事業者の使用者は、サービス提供をするうえで知り得た利用者及び家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、居宅介護支援事業所等に対し、利用者及びその家族の個人情報を用いません。
- 事業者は、利用者の医療上、緊急性がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。また、サービス担当者会議においても同様と致します。

## 第11条 (賠償責任)

- 事業者は、この契約に基づいてサービスを提供するにあたって、事業者もしくは施設職員の故意や過失、もしくはこの契約上の注意義務に違反して利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合はその賠償責任を負います。ただし、その損害について、利用者の故意過失もしくはこの契約上の注意義務違反、もしくは利用者に施設職員の正当な業務上の指示に違反が認められる場合は、その状況を斟酌してその賠償額の減額または免除することができるものとします。
- 利用者は、施設において、故意または過失もしくはこの契約上の利用者の義務に違反して施設設備または他の利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合は、その損害賠償責任を負います。その場合、前項のただし書きを準用します。

3.事業者及び利用者は、前2項の賠償は、誠意を持って速やかに対応し、履行するものとします。

**第12条（緊急時の対応）**

事業者は、現に通所介護の提供を行っているときの利用者の健康状態が急変した場合は医師に連絡をする等必要な措置を講じます。

**第13条（連携）**

事業者は、通所介護の提供にあたり、利用者の介護サービス計画を作成した介護支援専門員及び保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

**第14条（相談、苦情対応）**

事業者は、利用者からの相談、苦情に対応する窓口を設置し、通所介護に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応致します。

**第15条（本契約に定めない事項）**

- 1.利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2.この契約に定めない事項については、介護保険令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

**第16条（裁判管轄）**

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業者は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

令和 年 月 日

通所介護サービスの提供開始にあたり、契約者に対して契約書及び本書面に基づいてサービス内容及び重要な事項を説明いたしました。

この契約の成立を証するために本書2通を作成し、利用者・事業者が署名押印のうえ、1通づつ保有するものとします。

事業者

<事業者> 熊本県阿蘇市小里271-1  
株式会社 ACOR MEDIC  
デイサービス 春彩

<代表者名> 代表取締役 坂梨 友紀

<説明者>

私は事業所から通所介護サービス内容及び重要な事項の説明を受け、この契約書に基づく通所介護サービス利用を申し込みすることを承諾します。

利用者 <住所> \_\_\_\_\_

<氏名> \_\_\_\_\_

代理人 <住所> \_\_\_\_\_

<氏名> \_\_\_\_\_

ご家族 <住所> \_\_\_\_\_

<氏名> \_\_\_\_\_

身元引受人(連帯保証人):続柄 \_\_\_\_\_

<住所> \_\_\_\_\_

<氏名> \_\_\_\_\_